

# 隅田八幡神社所藏人物畫象鏡銘文考

—癸未年八月日十大王の読み方—

北条文彦

この銘文は四十八字より成つてをり、左文を混える陽刻である。而して、その前半に於いてはこの鏡の作られた年時を記し、後半にてはこの鏡を作つた人名等が説明されていると思われる。

紀伊国隅田八幡神社<sup>(1)</sup>に所蔵する人物画象鏡については紀伊国名所国会に「相伝へて神功皇后韓國より収め給ふものと云ふ、其古鑑を觀るに径五寸三分、蒼然たる青緑の銅にて黃色を含む、縁薄く背面の紋奇工稠密にして文字すべて四十九字あり、古体にして読むべからず」と云い、又紀伊続風土記にも「神宝古鏡一枚あり、千数百年を経し物と見ゆ、背面に文字四十字余あり、朝鮮の文字も交れり、文義通しかたし」として、その銘された文字が古体でその意味が不明であることを記しているこの銘文を初めてとりあげて学界に発表せられたのは高橋健白博士であり、大正三年のことであつた。以後、この鏡銘については、それが「癸未年」の干支紀年を有しており、そこに「男弟王」とか「意柴沙加宮」とある為に、その癸未年を以つて何時に比定すべきかと、種々論議されて來たところであつて、古く溯つては四・五世紀より、下つては七世紀とする説まであって帰する處を知らぬというのが現在の状態であるといえよう。<sup>(4)</sup>

この鏡銘を考へるに當つては当然これが刻されているところの鏡自体の研究が為されなければならぬが、この点についてはこの鏡が仿製鏡であつて、これと同類のものが存在することも判つていてその様式の上から、高橋博士はこれを応神天皇の頃とされ、富岡謙蔵氏は、この鏡の原型をなす画象鏡が種々の点より考察して、魏晉以前に溯ることが出来ないので、その癸未年は応神仁徳朝とするよりは雄略帝以後に置くのが妥当である<sup>(7)</sup>、とされ、後藤博士はこの鏡の母型と様式を等しくすると思われる河内国郡川出土の鏡<sup>(註5)</sup>が六朝代中期以後の舶載とされる点からみて、この鏡の年代を六世紀代頃に降すべきものかも知れない<sup>(8)</sup>、とされ、考古学的なその様式上からのところでは、溯るにしても五世紀頃迄のものとして考えられている様である。しかし、考古学的な方面からは、その様式相互の比較研究に過ぎず、およその年代は推定されようが、それを六十

年を単位とする干支の年に比定するには、飽く迄、この銘文自体の厳密な検討から、記紀等の伝承とも併せ考えて、その製作の年代を推測しなければならないものと考える。

そこで以下、この銘文の読み方について先学の試みられたところを検討してみようと思う。

### 註

- (1) 隅田八幡神社。和歌山県橋本市隅田垂井に所在する。その創建年代は不詳であるが、中世に於いては石清水の別宮であつたという（日本社寺大觀神社篇隅田八幡神社）。
- (2) 「紀伊国名所図会」は天保九年頃加納諸平により記され、「紀伊続風土記」は天保十年に幕府の命によつて和歌山藩が編纂して完成したものといわれている。
- (3) 高橋博士「在銘最古日本鏡」考古学雑誌五ノ二。
- (4) この鏡銘について管見に及んだ先学の業績を挙げると次の様である。凡そその発表せられた年代順に記してみよう。
- (1) 高橋健白博士、前掲論文。
- (2) 山田孝雄博士「隅田八幡宮藏古鏡につきて」考古学雑誌五ノ五。
- (3) 富岡謙蔵氏「古鏡の研究」所収『日本仿製古鏡に就いて』。
- (4) 福山敏男博士「江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について—日本最古の金石文—」考古学雑誌二四ノ一。
- (5) 後藤守一博士「古鏡聚英上篇人物画象鏡（図版七三）」。
- (6) 水野祐氏「隅田八幡神社所蔵鏡銘文の一解釈」古代第十三号。
- (7) 西田長男博士「隅田八幡神社の画象鏡の銘文」（日本古典の史的研究）所収。
- (8) 藤田嘉一郎氏「隅田八幡神社藏画象鏡銘考」史跡と美術二五ノ二。

(9) 井上光貞博士「帝紀からみた葛城氏」（古事記大成歴史考古編所収一六三—四頁）。

(10) 保坂三郎氏「古鏡」人物画像鏡解説（同書一〇〇—二頁）。

(11) 森幸一氏「隅田八幡宮所蔵画象鏡製作年代考」論集一七。

(12) 宮田俊彦氏「癸未年・男弟王・意柴沙加宮—隅田八幡神社所蔵人物画象鏡銘文考」日本上古史研究二ノ六。

(13) 神田秀夫氏「繼体グループが遺した筆録の痕跡（古事記の構造五七一九頁）。

(5) この鏡と同類のものとしては、山田博士によつて指摘せられた（註4(2)前掲論文）様に(1)河内国中河内郡中高安村郡川ボストン博物館所蔵）をはじめ、

(2) 河内国南河内郡道明寺村沢田、長持山古墳（東京国立博物館所蔵）

(3) 山城国綴喜郡草内村、トッカ古墳（京都国立博物館所蔵）

(4) 若狭国遠敷郡瓜生村脇袋、区西塚（宮内庁書陵部所蔵）

(5) 備前国赤磐郡高月村、朱千駄古墳旧重要美術品、小野馬吉氏所蔵、同村

(6) 武藏国北多摩郡猪江村和泉、龜塚古墳（国学院大学考古学研究所所蔵）

この外出所不詳のものが三面あり、二面は根津美術館に、一面は兵庫県赤石市八馬兼介氏が所蔵されているという（西田博士註4(7)前掲書四三—四頁参照）。

(6) 高橋博士註4(1)前掲論文。

(7) 富岡氏註4(3)前掲書三四五頁参照。

(8) 後藤博士註4(5)前掲書三二一三頁参照。

既に述べた様に高橋博士は大正三年にこの銘文を次の様に解説せられた。

癸未年八月日十六、王年□弟王、在意柴沙加宮時、斯麻念長、  
奉遣開中費直、穢人今州利二人等、取白上同二百旱、作此竟。

そうしてこれを「癸未の年の八月十六日に、王年□弟王という方が意柴沙加宮に居られる時、斯麻念長と申すものが、開中費直と穢人の今州利と申す二人等をして、白い上等の銅即ち良質の白銅二百旱を以て、此の鏡を作らせたといふことを明記してあるのであります」と読まれ、この鏡を考古学的方面から検討の結果、西晋の時代の頃とされて、その癸未年を允恭朝(四年)の癸未よりも応神朝頃の癸未の年とされたのであつたが、この様式論については既述した通り、この鏡は雄略朝以後の製作とするのを妥当とする富岡氏(註4)の説と、本鏡と同類のものと考えられる河内郡川出土の鏡が六朝代中期以後の舶載とされる点からみて、これを六世紀代頃に降すべきかとされる後藤博士の説があつて、この様式の上からする時代の推定にも論者の間に大きな差が存することが判る。尚後藤博士はまた大正十五年に次の様な解説をされている。

癸未年八月日十六、王年國弟王、在意柴沙加宮時、斯麻念長、奉遣開中費直、穢人今州利二人等、取白上同二百旱、作此竟

即ち、癸未年八月日十六として八月十六日と考えることは高橋博士の説と同じく、高橋博士が読まれなかつたところを「國」と読解され、その他は同じである。しかし、昭和十七年の古鏡聚英図版七三では、この「國」を「男」に改められて「男弟王」と読まれ、又日十六の六を「大」と読まれている。

ところが尋いで昭和九年に福山博士は次の様に解説された(参照)

癸未年八月日十、大王年、男弟王、在意柴沙加宮時、斯麻念長、  
寿、遣開中費直穢人今州利二人等、取白上同二百旱、作此竟

即ち、日十六と読まれて来た「六」を、癸の字の下部と比較して「大」の左文と見、男弟王の「男」を新たに読まれ、又「斯麻念長、奉遣」と読まれて来たのを「斯麻念長寿、遣……」として「念長寿」なる吉祥句がここに挿入されたと見られた。そして「男弟王」をヲオトの王と訓んで、上宮記の乎富等王、記の袁本杼命、書紀の男大迹天皇、筑後風土記の雄大迹天皇であり、繼体天皇の御諱であるヲオトと解され、繼体天皇御在世中の癸未年は五〇三年(書紀の紀年では武烈天皇五年)に限られるべきであるとされた。

而して、繼体天皇の即位前の状態について記は近淡海からとし、紀は越前三國からとし、上宮記所引の一書も又同じく三国から出身されたというのを検討して、上宮記所引の一書の記事から紀の記事は書かれたものらしいとされ、上宮記の一書では天皇の母であるフリヒメが、その夫の(天皇の父王)ウシ王が薨ぜられた後、その母である三国の命のますタカムクの村(越前にある邑)え帰られたことは言つてゐるけれど、このフリヒメとヲホトの王のその後の御動静については何も記されていないから、武烈天皇崩御の頃このヲホトの王は果して書記のいう様に三国にいられたのか、記のいう様に近江にいられたのか明かでない。上宮記に引く一書にはヲホトの王は幼時三国の命のいますタカムクの村に居られたらしく記されていることから、武烈天皇の崩御の頃までもそこに居られたとの想定から出発しているらしく、記の方はヲホトの王は高島宮で生まれられたと云う記文のみを見て、同じ場所で成長されて武烈天皇崩御の時に

及んだと云う想定から書かれたものであるらしい、として、歴史的事実が問題とされる場合、記紀の説は共に多少の疑はしい点を持つてゐる。とされ、鏡銘のオシサカの宮は恐らく大和のオシサカであろうと思われる、として結局、ヲホトの王が武烈天皇崩御の頃までも越前又は近江に居られたとする説が充分の確実さをもたないことが云い得られる以上、ヲホトの王が即位前のある時から既に大和に

居られ、癸未年にはオシサカの宮に居られたと推定することも不可能ではない。従つて鏡銘の癸未年を西紀五〇三年に比定し、大王を仁賢天皇或は武烈天皇に、男弟王を男大迹王即ち繼体天皇に擬し奉ることも一つの存在の理由を持ち得るであろう。と考えられてこの鏡の銘は、大王（仁賢天皇？）の御代の癸未年（五〇三年）にオホトの王（繼体天皇）がオシサカの宮にました時に（恐らくその臣の）シマが河内のアタヒの漢人、今州利の二人をしてこの鏡を作らしめたことを云つてゐると思われる、とされたのである。

尚この後、昭和二十九年に博士は平凡社の書道全集第九巻に於いて前説を一部改めて、その「八月日十、大王年」と読んでいられたところを「八月、日十、大王年」（あるいは曰十大王とよむべきか）と読んで、仁賢天皇と考えられ、十日の誤りと考えられて来た日十を次の大王に続けて解釈され、又「念長寿」の部分を、「念長奉」とせられ、「取」・「作」の字をともに「所」と読んで訂正をされている。その解説文を次に掲げよう。

癸未年八月日十大王年、男弟王、在ニ意柴沙加宮二時、斯麻、念長奉（寿）、遣開中費直穢人今州利一人等、所三取白上同（銅）  
二百旱一、所ニ作此竟一（鏡）

この様に福山博士によつて五〇三年に迄引下被られた癸未年を再

び応神朝の癸未年（三八三年）に比定しようとする考へが西田博士によつて提出された。<sup>(1)</sup>

即ち博士の解説せられたところは次の様である。

癸未年八月日十、大王年、男弟王、在ニ意柴沙加宮二時、斯麻念長彦、遣開中費直穢（カフチノアタヘ）穢に通ず（人命）（爾）州利二人等、取白上同二百旱一、作此竟一、

ここに「斯麻念長彦」の「彦」については、高橋博士は「奉」と読まれており、又福山博士はこれを「念ニ長寿」なる吉祥句として考へられて、「寿」と読まっていたのであるが、西田博士はこれを「寿」と読むのは如何にも無理のようであるとして、これを「彦」の左文と考へて「斯麻念長彦」と読んで、これを神功皇后紀に屢々見える「千熊長彦」であり、又斯摩（或は志麻・斯麻）宿禰と考えられた。そして、又「穢（穢）人命（爾）州利」なる人名を、神功皇后紀四十六年同四十七年条に見える百濟の使人「弥州流」と考へ、「穢人」即ち「瀕人」とは百濟人と同じであると述べられて、癸未年を三八三年のこととされたのである。而して男弟王については応神天皇の御孫意富富等王（繼体天皇の曾祖父）の弟にあたる国史に所伝を欠く王子と考へて、大王年とは応神天皇の御世であると考えられたのである。そして、この鏡の製作地を我国でなく、百濟の地に求められたのであるがこの点で非常に他と異つたお説である。しかしその斯麻念長彦という様な人名などについてはこの後、藪田氏（註<sup>4</sup>）等から批判も出ており、又西田博士もこれらに対して述べていられるところがあるのである。

この西田博士に続いて二十九年には水野祐氏によつて從来、癸未年八月日十と読んで八月十日の誤りとして考えられていた日十をそ

の次の大王と続けて読んで、「日十大王」とする新説が提出される

に至った。<sup>(13)</sup> 即ち、

癸未年八月、日十大王、与二男弟王一、在二意柴沙加宮一時、斯麻、  
念ニ長寿一、遣三開中費直、穢人今州利二人等一、取三白上同二百旱一、  
作ニ此竟

と読まれるのである。そして、從来癸未年八月十六日とか、八月

十日として読まれて来たところを癸未年八月で切り、「日十」を「日十」の転例とせず、日十と大王を結合して日十大王と読み、これを允恭天皇に比定され<sup>(14)</sup>、又第十字目の今まで「年」と読まれていたところを、その字形が癸未年の「年」とはやや違つてゐるからとされて「与」と解せられ、「日十大王と男弟王」の意味として読まれ、

その男弟王については福山博士が繼体天皇とされたのに対し「イロトノキミ」と訓讀して、日十大王の弟王と考えて、それを允恭天皇の異母弟大草香皇子に比定され、意柴沙加宮は允恭皇后忍坂大中姫の宮邸と考えられたのである。

この水野氏の発表に尋いで翌三十年には、藪田嘉一郎氏の説が出された。<sup>(15)</sup> 即ち、

癸未年八月日十六、三年男弟王在意柴沙加宮時、斯麻、念長寿、  
遣開中費直穢人・今州利二人等所白上同二百旱所此竟  
癸未の年の八月、日は十六、三年男弟王意柴沙加宮に在し時、  
斯麻、長寿を念ほして、開中費直穢人と今州利の二人等をして白上  
同二百旱を取りて此の竟を作らしむ

の様に解讀せられて、八字目の從來六と読まれ、又大とも読まれて來たものを「六」として癸未年八月日十六（十六日のこと）と読み、次の今まで「王」と読まれて來たものを「三」と読み、又次の

様な指摘もされた。

柴は音サイまたサ、「集韻」に「子智切音積」とあるからシの音もある。しかしあが音仮名でシをあらわすのに柴を以てした例はない。紫なれば筑紫のシで仮名に用いられたから、この紫の誤筆ではなかろうか。誤筆といえば、二つの所の字も書者の誤筆で、

正しくはそれぞれ取、作でなければならないのである。<sup>(16)</sup>

と述べられ、柴が紫の誤筆ではないか、ということを、その音仮名の使用上の面から指摘されたのであるけれども、若し藪田氏のお説の様であるとすれば、この銘文の検討に際して、今後はこの銘を刻した人の誤筆という場合もあり得るということを念頭に入れてその研究が進められなければならぬと思われる。

以上の様にこの銘文を讀解された藪田氏は、癸未年を福山博士と同様に五〇三年のことと解し、男弟王も又同じく繼体天皇と考えられるのであるけれども、福山博士の様に繼体天皇が即位以前意柴沙加宮に在られたと考えず、即位前の無名平凡の王子が私邸に在られたことをこのように紀年に用いるというがごときことはありえないとされて、繼体天皇が意柴沙加宮に在して天の下を治らしめして第三年の癸未年のことと解せられ、この癸未年を以て繼体天皇の御宇と考えられたのである。更に意柴沙加宮については福山博士の様にこれを忍坂宮のことと考えられており、最後に「旱」の字を説明して、從来これを貫という重さを現わす語と解していいたようだが見当ちがいであると述べて、「旱は桿の省文と考えられる。桿は杆とも書くが、桿・杆は梃と同語である。梃は棒状のものを云い、又長さのあるものを数えるときに云う。それ故二百旱は二百梃のことである。」として旱は梃のことであると述べておられるのである。

尋いで翌三十一年には、井上光貞博士もこの銘文について触れられたところがあつた。<sup>(18)</sup> 博士は自らの解説文は示されておられないけれども、従来の学説を批判された中で、水野氏のお説について、氏が日十大王と読まれた点については、「いわゆる仁徳王朝の諸天皇を呪的亞王と解しようとする水野氏にとつては大事な（この日十大王と読むことが）ことであろうが、それだけにまた附会のそしりをまぬかれない」として、この日十は十日の意味にとつておきたいと述べられ、尋いで、しかし水野氏が大王を允恭とみるのはきわめて合理的である。何となれば癸未年四四年に允恭が在世したことは、宋書にちようどこの年、濟の遣使のあつたことが記されていることで明確である。とされ、続いて福山説では即位前には越国にあつたはずの継体と大和の忍坂の関係が結びつかないが、允恭の妃はオシサカノオホナカツヒメであつて、この点でも自然である。と述べられているが、更に、男弟王については、古事記にオシサカノオホナカツヒメはオホト王（意富本杼王）の妹としてあるから、このオホト王に擬するのが最も自然のようにみえるけど、上代音ではオとヲとはちがうというからそこに無理が生じてくる。と述べて、水野氏が第十字目を「与」と読まれたのに従つて、この銘文の前半を「四四年八月十日に、允恭がその弟と、皇妃の忍坂宮にあつた時」と解していられるのである。

以上述べて来た諸説では意柴沙加宮は殆ど忍坂宮に比定して考えられて來たのであるけれども、ここに三十二年、保坂三郎氏は、この「忍坂」なる二字は神武天皇の「忍坂の大室屋」の条をはじめとして、处处に散見するが、大室屋の歌謡には明かに、記には「意佐加」、紀には「於佐箇」と一字一音の仮名によつて綴られていて、

「意柴沙加」ではないのである。と指摘して、意柴沙加宮＝忍坂宮とする従来の説にも考慮すべき点があることを示されたのである。而して、又その読まれたところは、

癸未年八月日十大王年<sup>カ</sup>〔男〕弟王在意柴沙加宮時斯麻念長奉遣開中費直穢人今州利二人等所白上同二百旱所此竟

の様である。更に保坂氏は、文中に「癸未年八月」なる紀年、「意柴沙加宮」「斯麻念長」「開中費直」等の固有名詞が、殊に借音假名を用いて記してあること、又文全体が和式漢文であることが注目されると述べておられ、傾聴すべきお説であると思われる。

尚、この保坂氏の「古鏡」には、香取秀真氏「日本金工史」中に引用されている山田孝雄博士の所説を収めていられる。<sup>(20)</sup>

山田博士は昭和十二年にその著「国語史」<sup>〔文字篇〕</sup>にて、「紀伊国隅田八幡宮の鏡の銘（癸未年といふ。推古天皇の三十一年か）」と述べていられるが、その癸未年を推古天皇三十一年とされたことについては次の様な理由によるのであろう。

癸未年八月日十、（十日）大王（聖德太子を大大王とせるは元興寺縁起に見ゆと記紀二書に見ゆ）年卒薨、（卒は寿考と礼記の曲礼に在り）王在意柴沙加宮時、斯麻念長（島根首）奉遣開中費直（二字にてアタヘ）穢人今州利二人等所白上（ス申）同二百卑レ作此竟（傳と卑と同じ）

以上の様に読んで「癸未年は推古天皇三十一年に当り、押坂彦人大兄皇子はこの年には五十歳以上にあらせられしならむと推考せられ候、その御子舒明天皇の即位はこの後六年に相当り申候。（年卒薨）果して愚考の如くば、ここに史の闕文を補ふの大なる利益を得る事に御座候、なほ推考を重ね度存候。」と香取秀真氏の私信の

中で述べていられるのである。

尋いで三十三年には、この鏡銘に關して続いて二つの論文が發表された。即ち五月には森幸一氏が<sup>(22)</sup>、六月には宮田俊彦氏が夫々新説を出された。

森氏は次の様に解説せられた。

癸未年八月日、十大王年、乎弟王、在意柴沙加宮時、斯麻念長寿、遣開中費直穢人今州利二人等、取白上同二百旱、作此竟

癸未年の八月の日、十(遠)ツ大王の年、乎弟王が意柴沙加宮に在ます時、斯麻、長寿を念じ、開中費直・穢人今州利二人等を遣わし、白上の同(銅)二百旱を取り此の竟(鏡)を作らしむ。と読まれて、日十大王年とされた福山博士、又は日十大王<sup>(オソ)</sup>とされた

水野氏とは異つて八月日で切り、十を「十(遠)ツ」と解して、允恭天皇が「トホ(ヲ)ツアスカの(オカモトの)宮に治天下オアサヅマワクゴノスクネの大王」と呼ばれていることから、これを允恭天皇のことと考えられ、福山博士が「男弟王」と読まれた「男」を「乎」と読んで、これを上宮記にのみ見え、記紀には何の記載も見られない意富々等王の子乎非王のことと考えられて、意柴沙加宮にて考證され、その証文は「癸未年の八月の日、允恭天皇の治世の年、皇后の甥に當る応神天皇の曾孫の乎弟王が意柴沙加(忍坂)宮にいます時、斯麻(恐らく物部の一族で忍刑)坂部の總領的伴造と思われる)が、その長寿を念じ開中費直(河内直)と帰化の漢人、今州利の二人をして白上銅二百挺を取りしめ、この鏡を作った」と

宮田氏は次の様に説解された。即ち、

癸未年八月日十、大王年、男弟王在ニ意柴沙加宮<sup>ニ</sup>時、斯麻念長奉レ遣ニ開中費直穢人今州利二人等<sup>ニ</sup>、取ニ白上同二百旱<sup>一</sup>、作ニ此竟<sup>一</sup>、

癸未年(推古天皇卅一年、西紀六二三年)八月十日(日十は十日の誤)大王の年(推古天皇の御代と言うこと)、男弟王(押坂彦人<sup>おと</sup>大兄皇子)<sup>おと</sup>が意柴沙加宮<sup>ニ</sup>在しまし時、斯麻念長(入名島根首<sup>カ</sup>)、開中費直・穢人今州利二人等を遣し奉り、白上銅二百旱(挺)を取りて此鏡を作る。

とされ、大王年を推古天皇の御代と解され、男弟王を押坂彦人大兄皇子とし、意柴沙加を押坂と考え、癸未年を推古天皇三十一年(六二三年)のことと解されたのである。

この後、この宮田氏等の論文について椿実氏<sup>(24)</sup>や、高島正人氏<sup>(25)</sup>によつてその批評が為されているが、つい最近では、三十四年五月、神田秀夫氏が、この銘文について触れていられる<sup>(26)</sup>。即ち氏は独自の解説文を示してはいられないが、諸説を検討して、この銘文を四年中津比売の宮と考えられ、日十を十日の誤りとするのは如何かとして「日十大王」と続けて読んで、「日十」を「日下<sup>くさか</sup>」と解され、大日下王が弟王(系譜には現われないが)と允恭の妃の実家に来ていた時のことと考えられた。

以上、この銘文をめぐる先学の業績のうち管見に入つたもののうち主なるものを述べて來たのであるが、筆者もこれらに導かれて癸未年八月日十大王の部分について、少しく考えるところがあるので、ここに述べてみたいと思う。

(9) 後藤博士は註4(5)前掲書のお説をだされる前、既に大正十五年には、高橋博士によつて応神天皇頃の製作とされていた本鏡について「母型の画象鏡の年代より見れば、これを応神天皇前後に推定するを妥当とすべく、漢文がかくの如く日本化せられてゐるのを見ては銘文よりして、これを敏達天皇前後に比定するも穩當であらう。今は決定を急ぐべきでない」と論ぜられて(「日本考古学大系第二卷、「漢式鏡」)おられる。

(10) 福山博士、平凡社書道全集九「隅田八幡鏡銘」頁一四一。

(11) 西田博士は註4(7)の前掲書に収めて発表される前、既にこれを「日本上代史の基準」(大倉山論集第一・二輯)と題して昭和二十八年に発表された。

(12) 西田博士のこの論文が発表された後、続いて二・三のこの問題に対する論文が発表され、博士のお説に対しても批判が為されたが、この後今述べたこの論文が「日本古典の史的研究」(註4(7)参照)に収録されるに当つて、博士は水野・福山・藪田等の諸氏のお説についても触れるところがある(同書五一・六頁)。

(13) 水野氏、註4(6)論文。

(14) 水野氏は仁徳より雄略に至る六代の天皇を以て仁徳王朝と称せられているが、氏はこの王朝の天皇は呪師的司祭的王者の性格を有しているとされ、この様な性格を有する王については、新羅では古くから「次次雄」という称号をもつて呼んでいる、としてその「次次雄」とは「慈充」であるという。この慈充とは方言で巫のことであり、世人が祭祀を尚ぶが故に王を畏敬し遂に長者を尊んで慈充と為す、というのによつて、その次々

雄を允恭天皇の「オアサツマワクゴノ宿禰」の「スクネ」に当て、「スクネ」は姓としての「宿禰」ではなく、新羅の「次次雄」よりの転化である、として、日十大王を允恭天皇に比定された。

(15) 藤田氏、註4(8)前掲論文。

(16) 藤田氏前掲論文、頁五五、上段九—十四行目。

(17) 藤田氏前掲論文、頁五八、下段十一—十六行目。

(18) 井上博士は前掲註4(9)論文にて記紀の帝紀的部分の信憑性を確かめることのできる外的史料の一として、この銘文について触れていられる。

(19) 保坂氏、註4(10)前掲書。

(20) 保坂氏、前掲書頁一〇一。

(21) 山田博士、国語史文字篇「發展期の万葉仮名」頁一二三五。

(22) 森氏、註4(11)前掲論文。

(23) 宮田氏、註4(12)前掲論文。

(24) 椿氏、「論文評」宮田俊彦氏「癸未年・男弟王・意柴沙加宮」—とくに念長寿について—(「日本上古史研究二ノ十一」)。

(25) 高島氏、「論文評」森幸一氏「隅田八幡宮所蔵画象鏡製作年代考」、宮田俊彦氏「癸未年・男弟王・意柴沙加宮」(「日本上古史研究三ノ四」)。

(26) 神田氏、「十」を「下」の古形と解された。即ち、校本「五世紀の刀銘と鏡銘」、頁五七—六〇。

(27) 神田氏は、「十」を「下」の古形と解された。即ち、校本「万葉集卷二十の四三四七及び四三四八の歌の左註に「日下部」を「早部」と記しているところをみると、「下」がもと「十」

だつたことを推測させるからである、といわれる。

### (三)

筆者が新たに試みた解説は「癸未年八月日十大王」の部分に過ぎない。しかし、この部分を考えるには、銘文全体から考察しなければならないので、以下全文を掲げてみよう。

癸<sup>2</sup>未<sup>3</sup>年<sup>4</sup>八<sup>5</sup>月<sup>6</sup>、日<sup>7</sup>下<sup>8</sup>（下）大<sup>9</sup>王<sup>10</sup>年<sup>11</sup>、男<sup>12</sup>弟<sup>13</sup>王<sup>14</sup>在<sup>15</sup>意<sup>16</sup>柴<sup>17</sup>沙<sup>18</sup>加<sup>19</sup>宮<sup>20</sup>時<sup>21</sup>、斯<sup>22</sup>麻<sup>23</sup>、念<sup>24</sup>長<sup>25</sup>寿<sup>26</sup>、遣<sup>27</sup>開<sup>28</sup>中<sup>29</sup>費<sup>30</sup>直<sup>31</sup>穢<sup>32</sup>人<sup>33</sup>今<sup>34</sup>州<sup>35</sup>利<sup>36</sup>一<sup>37</sup>人<sup>38</sup>等<sup>39</sup>、取<sup>40</sup>白<sup>41</sup>上<sup>42</sup>同<sup>43</sup>二<sup>44</sup>百<sup>45</sup>早<sup>46</sup>（銘<sup>47</sup>）此<sup>48</sup>竟<sup>49</sup>

而して、1と5の部分の読みについては問題はないと思われ、「癸未年八月」として良いであろうが、6と10の間については、高橋・後藤両博士は日十六、王年とされて、<sup>8</sup>「大」の字を「六」と読まれた。斎田氏また、これを「六」とされており、確かに銘文を仔細に観察すると「六」とも読むことが出来るけれども、又「大」と読むについても、それが左文でもあるのではつきりしないだけで、「大」と読んでも不自然ではないと思う。この点から福山博士は「日十、王年」と読まれたのであろう。つぎに<sup>9</sup>「王」については、斎田氏はこれを「三」と読んでいられる。氏の論拠は王の字の縦画に見えるところは、原型の傷であつて、乾拓で見る時、この縦画は現われないので、意識的な字画ではないと思われる、というところにある。しかし、この銘文の刻された頃としては、そこまで技術的な面を求めるのは如何であろうかとも思うし、普通見たところでは王の字として読むことが出来、又<sup>8</sup>を大と考へれば、ここは大王と解するのが自然であろうと考える。

10年については、水野氏はこの字と3年とを比較すると、やや違つてゐるので、与と讀んで、日十大王と男弟王と考へられたのであり、井上博士もこれに賛成しておられるところであるけれども、確かに3と10の字は違つてゐるので、そうかも知れないが、この銘を刻した人の無意識の誤りといふことも考へると、どちらともいうことが出来ないので、今は一応「年」と考へておきたい。

次の11と13の部分は最も難解の部分であり、又最もこの銘文の製作についての重要な鍵をにぎる部分であろうけど、男弟王と読まれた福山博士の外、卒農王とされた山田博士、乎弟王とされた森氏のお説があり、その孰れにも読むことが出来、筆者としても、それ以外に読むことも出来ないので、通説に従い男弟王としておいた。<sup>16</sup>柴の字については斎田氏の指摘があることは前節で述べたが、この部分は在意柴沙加宮時と讀んでおいてよからう。

次の21と25の部分は、斯麻念長、奉とするのと斯麻、念長寿とする説、或は斯麻念長彦と讀む等、諸説があるけれども、25の字についていえば、はじめ奉と讀まれ（高橋・後藤両博士）次には寿とされ（福山博士）、又彦とされ（西田博士）ているけれども、彦とするについては斎田氏もいわれる様に、少しく無理なのではなからうか。とすると、それは奉か寿か、或はそれ以外の文字であろうかと考えられるけれども、筆者自身それ以外の讀解も出来ないので、ここは斯麻が長寿を念じてとする福山博士のお説に従つておきたい。

後述する様に、筆者はこの鏡銘の成立は推古朝に求めるべきであると考へてゐるので、推古朝の遺文と称せられる他の金石文を見ても、この様な性格の銘文に吉祥句が入ることはさして不自然ではないと思うからである。

これ以後 26 ~ 38 の部分については、31 穢を濶と解して百濟のこととされる西田博士のお説があるが、この点については戴田氏等の批判もあるところであつて、濶を以て百濟を示す例も見当らないので、濶 II 百濟説は如何であろうか。同様に 33 についても、これを命までは多（弥の別字の省略）とされた点についても如何であろう。尚 38 等については、福山博士及び保坂氏は俱に等力として疑問の点を残しておられるのである。39 と 46 の二字については俱に「所」と解しようとする福山・西田・水野・戴田・宮田・森等の諸氏、「所」・「作」とされる山田博士のお説と、諸説があるけれども、ここは諸説をも参考とし前後の文とも考え合せて、上を取、下を作として読んでおきたいと思う。又 45 についてはこれを卑と読ませて、「同二百ヲモテ此竟ヲ作ラシム」とされた山田博士のお説があるけれども、ここは白上同を「百旱」の意と考えて、戴田氏が指摘された様に、二百挺のこととして考えてみたいと思う。

以上、既に論ぜられてゐるところを参考として、一応読んでみたところであるけれども、この様に読まれた銘文を如何に解釈するかという段階である。恐らく、銘文自体の読解については、殆ど考え得られる限りの場合が先学によつて示されて來てゐると考えて良いであろうが、筆者はここに、この銘文を解釈するに當つて一つのことを考えたので述べてみたい。

即ち、癸未年八月で切つて、次は水野氏又は福山博士の訂正説の様に「日十大王」として考えてみたい。しかし、この「日十大王」を「ジジュウノオホキミ」（水野氏）、「オソ大王」又は「ヒソ大王」の様に読むのではなく、ここを「日下大王」の意に読みたいと思うのである。

先に研究史を述べた際、戴田氏が「柴」の字について、わが首仮名でシをあらわすのに柴を以てした例はない、として、柴は紫の誤筆ではなかろうか、と提言されたことを想起したい。意柴沙加宮をオシサカ宮と読むことについては今のところ異論がなく、又オササカ宮とかオサイサカ宮と読んでも、記紀に伝えるところでは、この様な宮は見当らないから、やはり、これを記紀の所伝とも併せ考えることの出来るオシサカ宮と読もうとすれば、戴田氏の指摘せられたところは大きな意味を有つて来る。即ち、銘を刻した人による誤筆ということの場合もあり得る、という考え方である。

そもそも、この銘文の前半二十字は、本鏡の製作時を説明しているものと考へて良い。銘文は陽刻であるから、後になつて銘された

と考へるのは困難であろうから、この銘文は鋳型の母型に刻されたものと考へて良かろう。すると、この銘文で癸未年八月云々として、取白上同二百旱、作此竟としているのは、この鏡の製作時が癸未年八月であることを示してゐる、と考えられる。そこで從来、多くは、癸未年八月日十を十日の誤りと考へて、大王年と続けて読んでおり、その癸未年に、オシサカ宮に在した男弟王と考へていた。しかし、ここに、日十を十日の転例として解釈するのは如何かとして、そこに新らしく提言されたのが水野氏の「日十<sup>ヒツ</sup>大王」であり、福山博士の「日十大王」の読み方であろうと思う。

日十を十日の誤りと考へるのは如何であろう。先ず第一に、この部分は、銘文の順序に従つて癸未年八月日十大王年として考へるのが素直な読み方であろうと思う。この銘の彫刻者は、或は部分的な字画については（紫を柴とする様な）誤りを犯してゐるかも知れないが、文字自体を入れ違える様な誤りを犯すであろうか。或は日十

と記して、「八月、日は十」<sup>(28)</sup>と読ませようとしたのかも知れないといふかも知れない。<sup>(29)</sup>しかし、そう考へるよりは推古朝頃の金石文であるという法隆寺の金銅釈迦三尊造像記には「法興元廿一年○中明年正月廿二日上宮法皇枕病」とか、「戊子年十二月十五日」の様に日の記載まであって、正しく記されているのが判るから、その日十は銘文のままに解すべきであろう。

この様に考へて、日十を十日の誤りと考えるのは如何にも安易な解釈である、とすれば、この部分はどの様に考へるべきか。

ここは癸未年八月と関連して、その下にある大王年迄を紀年として考へるべきであろうと思う。従来の様に考へても、癸未年八月十日として、次には、大王年、で切つて、その大王年を癸未年に天の下を治しめた大王の年と考へていたのであるけれども、この鏡の中心となる人物は、男弟王であつて、この王が意柴沙加宮に在した時、そしてその時が、癸未年の八月である、と考えるべきであろうから、この彫刻者は、男弟王を説明して、その在わした宮邸を記す

前に、その当時の一般の記し方に従つて、基準となるべき、その御世の天皇と、干支紀年を記したものであろう、と考えるのである。恐らく日十大王と続けて読まれた水野氏等のお考へはここから來たのではなかろうか。

既に述べたように水野・福山両氏の外に、この日十大王の部分を統けて読んで、御字を治しめた天皇の意に解そとされるお説がある。即ち森氏がそれである。<sup>(30)</sup>氏は「十大王」としては、「トウ」或は「ト」の音を考えられ、「日十大王」としては「ヒト、オソ」と考へられ、「八月日十大王」としては「ヤツキのオケの大王」とも考へられるとして、いろいろの場合を考へられたが、結局「十大

王」と解して、これを「十（遠）ツ大王」として、允恭天皇の「トホ（ヲ）ツアスカの（オカモトの）宮」としてこれを解釈せられたのである。

この日十大王又は十大王を、ある天皇に比定して考へようとする試みは、上に述べて来た様な諸説が存することから判るけれども、ただ癸未年八月日で切ることについては賛成が出来ない。又ヒソ大王とかジジユウの大王とされるお説についても、ヒソを石上の広高宮に居られたオホケ王として仁賢天皇のこととされる福山博士の所説は、博士が、この訂正説の前既に大王年を仁賢天皇の御世に求めていられる事から考へると、この訂正されたお説は何か附会の感がしないでもないし、又水野氏のジジユウの大王についても、既に井上博士の意見もあるので、筆者自からもこの日十大王を「ヒソ・オト」の大王と考へてみて記紀の所伝から、これに比定することの出来る様な大王を探してみたが、その様な御方は見当らないのである。

この様に、ある特定の御方をさす日十大王として考へてみて、記紀が伝える御歴代の天皇或は御歴代外の、天の下を治しめた形跡のあると考へられる御方についても考へてみたが、それに比定することが出来る様な御方が見当らぬとすれば、この「日十大王」は個有名詞の天皇を指すのではなく、癸未年八月に天の下治しめていた天皇という普通名詞として考へるべきかと思われる。

ここに至つて、ヒソ大王又はオソ大王等の様に読んでみて普通名詞と解しようとしても適當なものが考へ得られないとする、或は先に触れておいた様に、この銘文彫刻者の誤筆という様な場合は考えられないであろうか、という場合も想起されよう。

ところが、ここに次の様なことがある。即ち「下」の字の古形は、説文には「丁」とあるのである。この外、下を現わすのには「三」の様にも記すけれども「丁」の字が「下」の古形であるとすると、或は銘の彫刻者が「丁」とすべきところを誤って「十」の様に上にぬけて縦画を刻してしまったのではなかろうか、と考えられよう。

この鏡を良く観察すると、「十」の字は縦画が真直に引かれているのではない。途中横画と交わるあたりは曲っており、その縦の「一」は、他のこの様な部分を有する「王」・「上」・「年」等の縦画と比しても、いかにもタドタドしいという感じを与えていた。これは或は、丁とすべきところを十に誤まり記してしまったことによるのであるまいか。

この様に下の字がもとは丁であったことからか、その丁は十とも誤り易いと見えて、下を十として写した例も後世にはある。

既に神田氏が指摘していられる様に、校本万葉集卷二十の四三四七の歌「伊閉爾之弓古非都都安良受」と、四三四八「多良知禰乃」なる和歌の左註には「右一首国造丁早部使主三中云々」とあって、この早部は日下部のことであるというから、或は元來が「下」は「丁」で、「十」とも見誤り間違やすいので、この様に記されることがあつたのかも知れないとと思うのである。

この様なところから「日十大王」は「日丁大王」であつたのではないかと思うのである。それでは「日丁（下）大王」と解釈すればそれは如何なることを示すのであらうか、となろう。

思うにここは「癸未年八月、日丁大王年」と読むべきではなかろうか。そして「ヒノモトノオホキミ」とは、癸未年八月に、那天の下を治ろしめた大王、即ち今上の天皇の意味として、ここに

癸未年という干支紀年と結んで記されたのではなかろうか、と考えるのである。

以上の様に「癸未年八月、日丁大王年」と考えるとすると、この様な思想は、一体何時の頃の思想と考えるべきか、ということになろう。

「日下」の國を統治している現実の大王という思想は、そこに「ヒノモト」とある点からしても、これは我国の思想ではないと考えられる。即ち、「日下」という言葉なり、思想なりは本来は支那の思想であろうと思う。その思想が日本に来て、日本人自らが「日下國」と意識し、その統治者を日下しらす大王と考える様になった頃に、この銘文は成立したのではないかと考えるのである。

ここに、この日下という思想に関連して、一つの傍証史料がある。それは周知の様に「隋書」に

新羅百濟皆以僞為大国、多珍物並敬仰之、恒通使往来、大業三年其王多利思北孤遣使朝貢、使者曰、聞海西菩薩天子重興仏法、故遣朝拜兼沙門数千人來學仏法、其國書曰、日出處天子致書日没處天子、無恙云云、帝覽之不悅、

とあって<sup>(31)</sup>、聖德太子の國書として伝えられているところのものである。これは、我国の記録には見当らず、隋書にだけ残っているものであるけれども、それだけに信用するに足りるものであると考えられ、それによると、推古朝には既に我国をいうのに「日出處」の國<sup>(32)</sup>という思想が存在したことが考えられる。

而してこの「日出處」と「日下」との関係は如何であるかといふに、「爾雅」に次の様な記載がある。註は晉の郭璞のものである。東至於泰遠、西至於鄧、國南至於濮鉛、北至於祝栗、謂之四

極一 皆四方極 觚—竹北—戸西—王—母日—下謂之四荒— 鮎—竹在レ北北—戸在レ

下在レ東皆四方昏荒  
之国次三四極一者

とあり、<sup>(33)</sup>「爾雅註疏」には、以上の郭璞の註に加えて宋の邢昺の疏がある。即ち日下を、

日下者謂日所出處其下之国也。<sup>(34)</sup>

と説明しているのである。尚、上の疏に続いて、淮南子を引き「淮南子云、日出扶桑、入於蒙汜」とするのをみると、この日下とは扶桑の地であり、そこが日出處であると考えられていたことを知ることが出来るのである。

この日下は最初山東あたりの地であつたといわれるが、やがてその日下は我国に及んで、遂に、推古朝における「日出處」の天子なる思想に至つたのではないか。

そして、この「日出處」と関係して、そこに「日下」とする思想が、我国を示すものとしてその考えが固まつてゐたであろう、と考えたいのである。

以上から、癸未年八月日下大王年というその年は、その「日の下」の大王<sup>(オホキミ)</sup>とするところからみて、推古朝頃に求めるのが妥当であると考へて、その三十一年の末をこれに當てたいと思うのである。尚、この癸未年を推古天皇三十一年と考へるならば、この銘文にいふ「男弟王」或は「意柴沙加宮」等についても併せ考へなければならぬと思うが、これらの点に關しては又折を得て述べてみたいと思い、一応これで筆をおくことに致したい。

尚、本稿執筆に當つて種々の助言教えを受けた先輩恩師に対しても改めて謝意を表する次第である。

(昭和三十四年九月稿) — 未完 —

## 註

(28) 「日十」を「日は十」と読むことも可能であろうとして、その参考として「法興六年十月歲在丙辰」(湯岡碑)、「夜には九夜、日には十日を」(記、酒折宮)の例を挙げていられる椿氏(前掲文)のお説があるが、記の例は歌謡という特殊なものであるし、又伊予温湯碑文の様に干支を以て年月日をあらわす場合に上に戻つて読むからといって、数字の月日も同様であつたと考へるのは如何であろうか。

(29) 寧渠遺文、金石文、貞九六一。

(30) 同様に考へて、「日十」を「十日」の誤りと解するのは如何かとして、これを大日下大王と解された神田氏の所説があるけれども、氏のお説ではこの大王は記紀にいう大草香皇子であつて天皇ではない。

(31) 隋書、卷八十一、列傳第四十六、東倭夷國條。

(32) 隋書に於ては倭國であるが、旧唐書に至つて「倭國者古倭奴國也、略中日本國者倭國之別種也、以其國在日邊故以日本為名、或曰倭國自惡其名不雅改為日本云々」と記し、始めてここに日本なる國号があらわれる(旧唐書卷百九十九、上、列傳第百四十九、東夷日本傳)。

(33) 「爾雅」卷中、釋地第九。

(34) 「爾雅註疏」卷第六、釋地第九。

(官内庁書陵部勤務)